

令和8年度 福岡市生活困窮者支援活動事業費補助金に係る Q&A

<補助制度の概要について>

Q 福岡市生活困窮者支援活動事業費補助金はどのような補助金ですか。

【A】

○本市に居住する生活困窮者に対する支援活動のうち、物価高騰等の影響を受け、支援ニーズの増大による事業量や活動経費の増加が認められる民間団体の支援活動に対して、その経費の一部を補助するものです。

○補助率:10分の10(上限額:1団体50万円)

例:対象期間の活動経費が70万円の場合、上限の50万円が補助金額となります。

また、活動経費が35万円の場合、補助金額は35万円となります。

<対象事業者について>

Q どのような民間団体が対象となりますか。

【A】

○福岡市内に事業所を有する社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益法人等で、福岡市内で生活困窮者への支援活動に取り組んでおり、これまでに活動実績がある団体であって、福岡市生活自立支援センターと連携が図られている、又は今後連携する予定の団体が対象となります。

○上記の要件に加え、「福岡市の市税に係る徴収金を滞納していないこと」、「暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していないこと」などを要件としております。詳しくは、公募要領等をご確認ください。

<補助対象について>

Q どんな事業が対象となりますか。

【A】

○本市に居住する生活困窮者に対する支援活動(特定の住所地に居住する生活困窮者のみを対象とするものではないこと。)のうち、物価高騰等の影響を受け、需要が増加又は新たに生じているものであって、福岡市生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム協議会において必要性が認められた支援活動が対象となります。

Q 子ども食堂は対象となりますか。

【A】

○子どもの食と居場所づくり支援事業費補助金に該当するため、対象外です。

(<https://kodomo.city.fukuoka.lg.jp/info/4048/>)

Q 複数の補助金等を申請してもかまいませんか。

【A】

○他の補助金等(国、福岡県、本市等)に今回の応募事業と同様の内容で申請することは可能ですが、いずれか一方の補助金等しか受給することはできません。

Q どのような経費が対象となりますか。

【A】

○補助対象事業の実施に要する経費のうち、生活困窮者へ配布するための食料や日常生活用品等の物資支援に必要な物品購入費、生活困窮者に物品を届ける送料・運搬経費、光熱水費、その他人件費(本事業の実施に必要な臨時的な経費に限る)、印刷製本費、燃料費、雑役務費が対象となります。

○経費の例(全て、当事業を行うことで発生した経費となります)

物品購入費:食材、日用品(トイレトペーパー等の生活必需品)、段ボール代、紙袋代など

送料・運搬経費:配送料、食材や日用品運搬のための公共交通機関運賃など

光熱水費:当事業にかかる電気代など

人件費:当事業のために雇用したアルバイト、有償ボランティア、講師への謝礼金など

印刷製本費:チラシ印刷費

燃料費:当事業を行うことで発生したガソリン代

雑役務費:振込手数料、オンラインサービス利用料など

Q いつ実施した事業が対象となりますか。

【A】

○令和8年4月1日～令和9年3月31日に実施する事業が対象となります。

例:令和8年4月1日～令和9年3月31日、

令和8年12月1日～令和8年12月31日(年末年始に向けた支援)など

Q 補助金の申請額はどのような計算になりますか。

【A】

○対象期間(令和8年4月以降など)に支出した(見込額も含む)経費を対象経費ごとに計算してください。

<申請書類について>

Q 補助金申請書類の書き方が分かりません。

【A】

○記載例をホームページに掲載しておりますので、参考に記載してください。

Q これまでの活動実績が分かる書類とは何を提出すればいいですか。

【A】

○これまでの活動報告書(様式は問いません。)を提出してください。活動内容が分かるものであれば、団体のパンフレットやホームページのコピーでも構いません。

<補助決定後について>

Q 補助金の支払いはいつになりますか。

【A】

○活動完了後、実績報告をいただき、それをもとに実績確定した後に支払います。

【問い合わせ先】

福岡市役所 福祉局 生活福祉部 生活福祉課

TEL:092-711-4553

E-mail: seikatsufukushi.PWB@city.fukuoka.lg.jp